

# 仕 様 書

件 名 富士フィルム(株)製 胸部 X 線画像病変検出ソフトウェア  
CXR-AID オンプレミスモデル 一式

## 1. 納入物品内訳及び数量

品 名 ・ 規 格	数 量
胸部 X 線画像病変検出ソフトウェア CXR-AID オンプレミスモデル	1 式
(内訳) 胸部 X 線画像病変検出ハードウェア サイズ : 1Unit。ただし、旭川医科大学病院 (以下、「本院」という。) 既設の 19 インチラックに収納する機能を有すること OS : Ubuntu 18.04 以上 CPU : プロセッサ 4 コア以上, 2.6GHz 以上 ストレージ : 空き容量 1TB 以上 メモリ : 16GB 以上 GPU : 整数演算性能[INT8]=22TOPS (最大ブースト) 以上, 単精度浮動小数点性能=5.5TFLOPS (最大ブースト) 以上, メモリ 8GB (バンド幅 192 GB/s) 以上 ネットワーク : イーサネット 1000BASE-T 以上 電源 : 冗長化 (本院が指定する 2 系統の電源を接続) 胸部 X 線画像病変検出ソフト 年間 1 万検査 (7Y) 統合型 VPN ルータ リモート監視端末_SSD_19A	各 1

2. 納 入 期 限 令和 6 年 3 月 31 日

3. 納 入 場 所 旭川医科大学病院 1F サーバ室  
ただし、必要がある時は、納入場所を別に指定することがある。

## 4. 既設システムとの連携

- (1) CXR-AID は、本院既設の PACS (富士フィルム医療ソリューションズ社製 ShadeQuest) から画像を受信した後、自動的に解析処理を行い、その結果を PACS に自動送信すること。
- (2) 解析対象を選別する機能を有すること。
- (3) 解析画像の存在を確認できるよう、解析画像のサムネイル画像を PACS ビューワにアイコン表示すること。
- (4) PACS ビューワで解析画像を表示する際は、オリジナル (解析前) の胸部 X 線画像上で解析結果の表示/非表示を切り替えること。また、切り替え操作は、シュートカットをクリックする等、1 操作で簡易に行えること。

## 5. アフターサービス・メンテナンス体制

- (1) 通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
- (2) 納入検査確認後 1 年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
- (3) システムの稼働は、本院の確認及び許可により行うこと。
- (4) 本院からの技術的な問い合わせに対し、適切且つ迅速に回答を示す体制を有すること。
- (5) 本調達に係るドキュメント (各種設定情報や操作マニュアル等、保存媒体は不問) を最新化した状態で安全に保管する体制を有すること。
- (6) 夜間休日での 24 時間コールセンター受付窓口を有し、障害発生時迅速な対応ができる体制であること。

(7) 障害時は、通報を受けてから 24 時間以内に現場で対応できると判断される体制であること。

## 6. その他

- (1) 納入される機器に必要な一次側設備については、本院が用意するので、具体的に必要な設備を提案すること。それ以外に必要とする電源設備、ネットワーク設備、空調設備等がある場合は、本調達に含むものとする。
- (2) 機器の搬入、移設、据付、配管、配線、調整、室内壁面・床面の修復、既設品の撤去及び処分等については、本院の診療業務に支障をきたさないよう、本院担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 機器をネットワークに接続する場合、その接続方法は本院担当者の指示に従うこと。なお、接続に伴う機器の設定変更などは本調達に含むものとする。
- (4) 設置工事は納期、工事期間のスケジュールを本院の職員と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。
- (5) 装置の据付・稼働については、放射線に関する関連法令に適合するように必要な設備等を提案し、提供すること。
- (6) 本システムの導入に伴い、必要とする注意書及び法定標識を用意し、本院が指定する場所に供給者の負担において設置すること。
- (7) 本システムの DICOM3.0 規格による通信機能を有する全ての装置・機器について、コンFORMANCE STATEMENT(適合性宣言)を提出すること。
- (8) 本仕様内容の他に、供給者として当然行うべきことについては誠実にこれを行い、本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに本院担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- (9) 本院の PACS に接続する業務においては、情報守秘並びに情報保全に関し本院の指示に従うこと。
- (10) 導入するシステムに対しては、ウィルス対策を含めた必要なセキュリティ対策を講じること。また、詳細については本院と協議すること。
- (11) ウィルス対策については、本院が指定するウィルス対策ソフトをインストールし、同ソフトのパターンファイルを適宜更新すること。
- (12) 保守や障害復旧対応をリモートアクセスによって実施する場合は、利用する機器全ての情報を開示し、且つそれらのファームウェアを常に最新のものとし、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講じ本院担当者に報告し承認を得ること。また、リモート接続については、本院の指定する手順によって実施するものとし、その都度、接続の記録を本院に報告すること。